

生駒市スズメバチ営巣駆除費補助金申請要領

人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチから市民の生活を守り、よりよい環境をつくるため、スズメバチの営巣を駆除した方に、予算の範囲内で次の要領で駆除費用の一部を補助します。

※ 営巣とは、現在活動中の巣のことです。

1 補助金の交付対象者

市内において、次に掲げるスズメバチの営巣を駆除業者に依頼して駆除した個人が対象となります。

- (1) 建物の軒下にあるもの
- (2) 日常的に人が立ち入るところにあるもの
- (3) その他市長が特に必要と認めた場所にあるもの

2 補助金の交付対象

スズメバチ亜科のスズメバチ類の営巣が、補助金の交付対象です。

3 補助対象経費及び補助金の額

補助金の対象となる経費は、スズメバチ駆除業者に委託した営巣の駆除に要した経費（消費税及び地方消費税を含む）で、その合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を上限とします。

※ 駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要がある場合の費用及びその復旧に係る費用は補助対象外です。

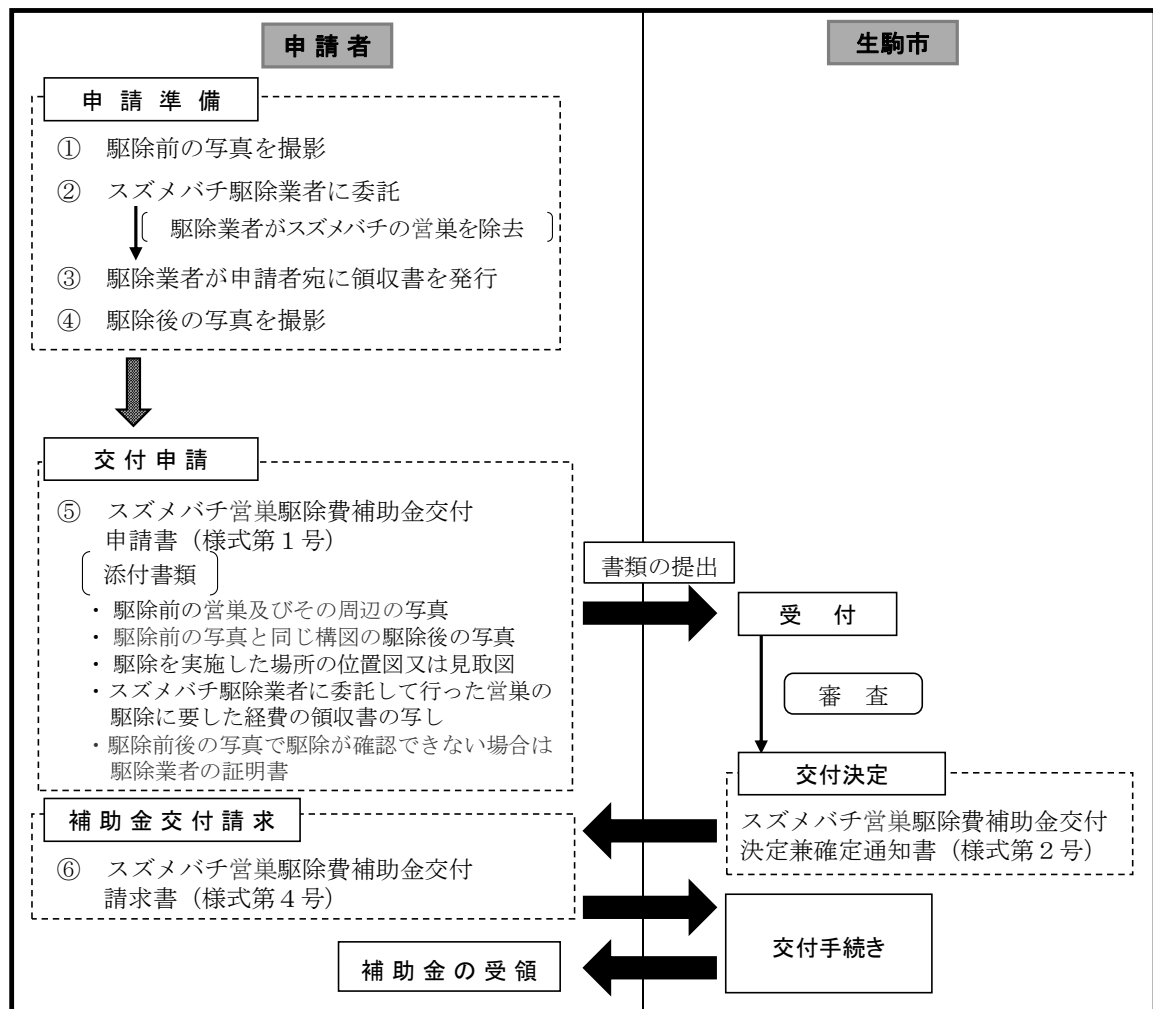
4 受付期間及び申請方法

◎ 申請を予定されている方は、駆除前に申請方法についてお問い合わせください。

◎ 午前9時00分から午後4時30分まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

※ 交付額が予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。

- ◎ 市役所 2 階環境保全課（2 2 番窓口）へ直接持参か郵送でお申し込みください。
- ◎ 受付期間は領収書が発行された年度の 3 月 3 1 日までです。
- ◎ 申請から補助金の受給までの流れは、次のとおりです。



5 申請に必要な書類（各 1 部）

生駒市スズメバチ営巣駆除費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 駆除前の営巣及びその周辺のカラー写真
- (2) 駆除前の写真と同じ構図の駆除後のカラー写真
- (3) 駆除を実施した場所の位置図又は見取図
- (4) 営巣の駆除に要した経費の領収書の写し

※ 領収書の件名に『スズメバチの駆除』という文言が必ず必要となります。

(5)駆除前後の写真で駆除の確認が困難な場合は、駆除業者の証明書

※ 複数の営巣を駆除した場合は、それぞれ別に申請書・添付書類を提出してください。

6 交付の決定

補助金の交付申請があった場合は、内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。

- (1) 補助金の交付を決定し額を確定したときは、生駒市スズメバチ営巣駆除費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知します。
- (2) 交付しない旨を決定したときは、生駒市スズメバチ営巣駆除費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知します。

7 補助金交付請求書の提出

申請者は、補助金交付決定の通知を受けたときは、生駒市スズメバチ営巣駆除費補助金交付請求書（様式第4号）を提出してください。

8 補助金の交付

補助金の交付については、補助金交付請求書が提出されてから30日以内に、補助金交付請求書に記載されている指定口座に補助金を振り込みます。